

# 選ぶ眼、 決める力

第18号

2017.3月

**小学校高学年向け  
コンテンツ 「授業でござる！」をご利用ください**

「授業でござる」は小学校高学年を対象に、生活とお金についての考え方や賢い買い物の仕方について学ぶことができるコンテンツです。消費者教育ウェブ教材「伊達学園」(<http://dategakuen.com/>)に掲載しています。

◆ 仙台市的小学校家庭科の先生たちと一緒につくりました！

本コンテンツは、小学校家庭科の授業で使用することを目的に、仙台市立小学校の家庭科の先生方と共に検討し、作成したコンテンツです。学習指導要領に沿い、また消費者庁の“消費者教育の体系イメージマップ”の「小学生期に身につけたい項目」を学習できる内容となっています。

< コンテンツについて >			
時限	小題材名	使 用 教 材	内 容
1	私たちの生活とお金	第1話 お金が動く！ の巻  プリント①	収入と支出のバランスについて知り、自分の物やお金の使い方について振り返る。
2	買い物名人を目指そう	第2話 買い物名人！ の巻  プリント②	クイズを通して、目的や品質を考えた物の選び方や適切な買い物について知る。
3	買い物名人になる	第3話 買い物修業！ の巻  プリント③	買うべき商品や予算、表示などを確認し買い物を考えながら、買い物を疑似体験する。
4	ぼく・私の「買い物名人 〇か条」をつくろう	プリント④	これまで学習した事柄を生かして、我が家家の「買い物名人〇か条」をつくる。

◆ 指導案をご利用ください！

コンテンツ「授業でござる」を用いた授業づくりに役立てていただくため、指導案を作成しました。「授業でござる」のページからダウンロードできます。

◆ 仙台市内の小学校で活用が始まっています！

仙台市立台原小学校5年生を対象に、本コンテンツを用いた授業実践が行われたほか、仙台市立館小学校でも5年生を対象とした研究授業を行いました。

児童たちは、1人ひとりパソコンを操作し、とても熱心に楽しみながら、「賢いお金の使い方」について学びました。まとめのプリントには「お父さんが一生懸命働いた大事なお金なので、大切に使いたい」等の意見もあり、お金の大切さや家族への感謝の気持ちに気付くことができました。

▲ 台原小学校での授業の様子

伊達武将隊と市内専門学校の声優の卵たちが声を担当しました！是非聞いてみてくださいね！！

ウェブ「伊達学園」  
<http://dategakuen.com/>  
幼稚から若者まで、年代ごとに消費者トラブルにあわないための心得などが学べます。

編集・発行 仙台市消費生活センター  
〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1  
141ビル（三越定禅寺通り館）5階  
電話：022-268-7040 FAX：022-268-8309  
<http://www.city.sendai.jp/kurashi/tetsuzuki/shohi/index.html>

## 目次

- ◇児童・生徒のネットトラブルの現在と対応策
- ◇家庭向け啓発リーフレット「消費がカエル。ミライのくらし。」を作成しました！
- ◇講師を派遣します！「消費者教育講座」
- ◇仙台市オリジナル消費者教育教材をご活用ください！
- ◇小学校高学年向けコンテンツ「授業でござる！」をご利用ください！



## 児童・生徒の ネットトラブルの 現在と対応策

仙台市消費生活センターに寄せられる、契約当事者が小・中・高校生の相談内容のほとんどはインターネットに関するトラブルです。平成28年度消費者教育研修で講師を務めた原田由里氏からネットトラブルについて寄稿いただきました。

一般社団法人ECネットワーク  
理事 原田由里

「トラブルなく、安心して利用できるEコマース市場」を目指して活動する非営利組織ECネットワーク理事。消費生活専門相談員、消費生活コンサルタント、消費生活アドバイザーの資格を持つ。

### ！ 「ハダカ」の問題

「SNSで知り合った人に裸の写真を送ったら、個人を特定され学校にバラすと脅された」  
「グループ内で共有していたクラブ活動の運動着姿を、喧嘩した友人が外部サイトに貼った」

SNSやカメラ機能を有するスマホで、いつでも画像を撮影し発信することができますが、ネットを介する以上、公開や漏えいリスクも考えて撮影・送信・シェアをしなければなりません。

特に裸画像などは初めから撮影しないよう早い段階で教える必要があります。警察庁の調査では、児童ポルノの被害児童が年々増えているとのことです。リベンジポルノ被害者の半数以上は20代以下の若者です。最近は子どもに裸画像を送るよう要請する「自画撮り」の規制に向けた条例改正の動きもあります。

子どもは運動着や水着姿も危険です。これら愛好家サイトの存在があることを、保護者を含め知つておく必要があります。逆に、喧嘩した友だちへの嫌がらせとして、事例のような方法があることを子どもたちは既に知っています。

「将来の職業はユーチューバー」という小学生もいるようですが、注目を浴びるため、自らネット上にプライバシーをさらけ出す子がいることも忘れないでください。一時的にアイドル気分が味わえますが、やがて必ず後悔することになります。削除要請は出来ても情報は一生消えません。若気の過ちはネットは許してくれないです。

## ! SNSをきっかけに…

「モデルがSNSで紹介していた化粧品が100円で試せるというので申し込んだら、6回定期購入が条件だった」

「ブランド品激安!という知人の投稿があり、つられて買ったたらコピー品が届いた。知人のアカウントがその時乗っ取られていたという」

「ゲームアイテム無料配布のキャンペーンを見て申し込んだら、専用サイトに登録して買い物などでポイントを貯め、それでアイテムを買えという。ゲーム会社とは無関係だった」

消費者被害に巻き込まれるきっかけがSNSというケースが多くなっています。SNSは「繋がり」を目的としたサービスですので、悪質業者とも接点を持ちやすく、大学生になると、怪しいマルチや出資詐欺がSNSを通じて持ちかけられることもあります。

また、ネット上の口コミや広告が全て信用できるとは限りません。うまい話があっても、まずは落ち着いてよく考える習慣を持つことが必要です。ただ、子どもはIT知識に長けていても、契約に長けているわけではありませんので、未成年者による契約の取消ができることがあります。救済できることもありますので、消費生活センターなどの相談機関に相談してください。



## ! オンラインゲーム

「息子が父親のカードを勝手に使い、ゲームアイテムを計100万円分購入していた」

「自分のアカウントを使って人のアイテムを盗んだ。ゲーム会社が警察に通報するというので、受験ができなくなるのではと不安」

「友だちから教えてもらったツールを使って強くなったら、ゲーム会社からアカウント停止措置を受けた」

遊ぶのは無料、強いアイテムは有料です。アイテムは有料のオンラインゲームの電子くじで手に入れるため、出現率0.5%前後の強いアイテムが出るまでくじを回すとかなりの金額になります。射幸心をあおり依存性も高いため、学校生活に影響を及ぼしたり、スマホを取り上げると暴れたり嘘をつく子どももいます。

課金に関してはパスワードや年齢設定。最近は指紋認証システムもありますが、寝ているうちに指を押借…なんてことも。実は設定だけで問題は防げません。依存する前に家庭内のルールつくりと、遊び方を常に見守る必要があります。

また、ゲームをやりたいがために加害行為に及ぶこともあります。他人に成りすましたり、アイテムを盗む、不正なツールを使用すると犯罪行為とみなされることがあります。また、規約違反行為ですが、強いアイテムやアカウントをフリマや掲示板で売り、稼ぎを出す子どももいます。偶発で手に入るアイテムの現金化は、既にギャンブルと同じです。大人の無関心は子どものモラル低下も招いています。

ネットは、生活に欠かせない道具であり、使い方を誤ると自分や人を傷付ける道具にもなります。刃物と似ているかも。使い方=リテラシーを身に着けてもらうための教育が必要不可欠です。



消費者教育家庭向け啓発リーフレット

# 『消費がカエル。ミライのくらし。』を作成しました!

消費生活実践の主な場である家庭において、小学生期及び中学生期に消費者としての基本的な知識や態度を身に付けていただきため、『消費がカエル。ミライのくらし。』を作成し、平成29年1月に仙台市内の小中学校を通じて各家庭に配付しました。

## なぜ、家庭に対する啓発が必要なの?

消費生活の基本的な場は家庭。そして消費者トラブルが発生するのも主として家庭です。家庭は消費者教育(しつけを含む)の場として大変重要です。当センターが平成27年2月に実施した市民対象のアンケートでも、「消費者被害に遭わないために最も大切なこと」について、「家庭内での教育やコミュニケーション」が他の項目を引き離して第1位となりました。



### 【小学生の親子向け】

小学生が扱いやすい消費生活のトラブルに関する知識や、環境に配慮したり、安全・安心な消費生活を送るために親子でできるチェックリスト等、親子で消費生活を学ぶきっかけとなる情報を掲載しています。



### 【中学生の保護者向け】

仙台市消費生活センターに寄せられた青少年のトラブル相談状況、契約やクーリング・オフの基礎知識等、中學生の保護者にお知らせしたい情報を掲載しています。

特に中学生に多いスマホやネットのトラブルについて掲載しました。

※「消費者教育連絡会議」(消費者行政部門と教育部門との連携を目的に開催)の構成メンバーの意見を反映した内容となっています。

## 配付対象は?

本リーフレットは、従来から児童・生徒に対し消費者教育教材を配付している小学5年生と中学1年生の家庭を対象としました。学校で子どもたちが授業等で学ぶのにあわせて、家庭でも消費生活に関する理解を深めてもらおうというねらいがあります。

赤ちゃんから高齢者まで私たちは一生を通じて消費者であり続けます。自立した消費者になるためには、年代に応じて継続した消費者教育が必要です。本リーフレットを、学校現場で保護者と連携した消費者教育を深めるためにも是非ご活用ください。

## 講師を派遣します! 消費者教育講座



仙台市消費生活センターでは、小・中学生や高校生等に向け、消費者教育に関する出前講座を行っています。講師謝礼は不要。実施希望日の2ヶ月前までに仙台市消費生活センターにお申し込みください。

講 師:弁護士、司法書士、金融広報アドバイザー、e-ネットキャラバン専任講師  
ほか

テ マ:契約の基礎知識、金銭・金融教育、インターネットトラブルの被害に遭わないために、悪質商法の被害に遭わないために等(内容はご相談に応じます)

※教師向け研修会にも講師を派遣します。

## 仙台市オリジナル消費者教育教材をご活用ください!

【小学校向け】:物やお金の大切さや上手に買い物をするためのポイントなどが学べます。



ボードゲーム「ものしづくゲーム」

【中学校向け】:契約の基礎知識や悪質商法にだまされない心構えが学べます。



DVD「開校! 伊達塾」

小冊子  
「悪質商法に気をつけて」